

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
設置要綱（案）

平成 30 年 11 月 27 日
著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
（総合フォーラム）決定

（設置）

- 第 1 条 「著作権法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）による著作物の教育利用に関する新たな補償金（授業目的公衆送信補償金。以下単に「補償金」という。）の創設や「文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）」に伴い、権利者と教育関係者が、補償金の在り方や、教育現場における著作物の利用促進及び著作権に係る研修・普及啓発の促進等に資するための情報交換や意見交換を行うことを目的として「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下「本フォーラム」という。）を設置する。
- 2 次条第 2 項第 1 号に定める補償金に関しては、補償金額の最終的な合意に至るまで議論・調整を行う「協議」を目的とするものではなく、あくまで、改正法に基づく教育機関設置者を代表する者に対する「意見聴取」（指定管理団体が指定された後に行われるもの）を円滑に進めるために、その参考となる情報交換や意見交換を行うための場として設置されるものである。なお、「意見聴取」は、指定管理団体が主体となって行うものであり、その実施方法については、指定管理団体において別途検討されるものである。

（本フォーラムの構成）

- 第 2 条 本フォーラムは総合的な見地から意見交換を行う「総合フォーラム」及び個別の検討事項に関する意見交換を行う「専門フォーラム」で構成する。
- 2 専門フォーラムの検討事項は次に掲げるとおりとし、検討の進捗状況に応じて、適宜、総合フォーラムへの報告を行う。
- 一 補償金について
 - 二 教育現場における著作権法に関する研修や普及啓発等について
 - 三 著作権法第 35 条の解釈に関するガイドラインの整備について
 - 四 著作権法第 35 条を補完するライセンス環境の整備・充実について

（構成員）

- 第 3 条 本フォーラムは、別紙のとおり、権利者団体（補償金の対象となる権利を有する団体を中心）の代表者・推薦者、教育関係団体（補償金の支払い義務を有する教育機関の設置者団体を中心）の代表者・推薦者及び著作権法又は教育に関する専門的知見を有する有識者をもって構成する。
- 2 権利者団体の代表者・推薦者と教育関係団体の代表者・推薦者は、概ね同数となるよ

うにする。なお、複数の団体の代表者・推薦者を兼ねている者がいる場合は、それを考慮することができる。

3 専門フォーラムに属する具体的な構成員は、総合フォーラムにおいて定める。

(代理・陪席・オブザーバー等)

第4条 構成員のうち権利者団体の代表者・推薦者と教育関係団体の代表者・推薦者については、代理による出席を可能とする。

2 陪席は、第3条第1項の権利者団体及び教育関係団体のうち1団体につき原則2名以内とし、事前に申し込みを要することとする。なお、これとは別途、総合フォーラム・専門フォーラムの構成員は、自らが属しないフォーラムに陪席することができる。ただし、陪席者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 第3条第1項の権利者団体及び教育関係団体以外の団体であって本フォーラムで認められた団体については、オブザーバーとして出席することができる。ただし、オブザーバーは、原則として会議中に発言することはできない。

4 本フォーラムでは、必要に応じて、オブザーバーを含む関係団体や有識者等からヒアリングを行うことができる。

5 本フォーラムには、文部科学省及び文化庁等の各省庁等の職員が出席することができる。

(定足数)

第5条 総合フォーラム及び専門フォーラムは、権利者団体の代表者・推薦者と教育関係団体の代表者・推薦者それぞれの半数以上の出席（代理出席を含む。）をもって成立する。

(座長)

第6条 総合フォーラムについては、権利者団体の代表者・推薦者と教育関係団体の代表者・推薦者から各1名の座長を選出し、共同座長とする。

2 専門フォーラムについては、総合フォーラムにおいて定めた者を座長とする。

(検討スケジュール)

第7条 総合フォーラムについては、年間3回程度、専門フォーラムについては、月1回程度を目安に開催する。

2 初年度は、補償金に関する事項を優先して検討し、その他の事項についても、必要性・緊急性に応じて並行して検討を行う。

(議事概要等の作成・公開)

第8条 本フォーラムの記録は議事概要とする。

2 議事概要（構成員の発言を要約して記載したもの）は、会議終了後速やかに作成して構成員に送付する。

3 議事概要は無記名とし、各構成員の確認の後、最終版を構成員、構成員の所属・推薦

団体、オブザーバー及び各省庁等に共有するものとする（ホームページ等で一般に公開することは想定していない）。なお、構成員が所属・推薦団体の関係者に対して、議事概要やそれに詳細を補足等した資料を共有することは差し支えない。

- 4 議事概要に代えて、議事のポイント（議事の内容や委員の主な意見の概略をまとめたもの）を作成してホームページ等で公開する。また、あわせて会議の配付資料についても原則としてホームページ等で公開する。

（事務局・費用負担）

第 9 条 本フォーラムの庶務は、「教育利用に関する著作権等管理協議会」の事務局において行う。

- 2 本フォーラムの開催等に係る費用（会場費や設備費、有識者の旅費等）は「教育利用に関する著作権等管理協議会」又は指定管理団体が負担することを基本とし、構成員の参加に係る費用、日当等については、各構成員の所属団体等の負担とする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本フォーラムに関し必要な事項は、構成員に諮って定める。

（適用）

第 11 条 この要綱は、平成 30 年 11 月 27 日から適用する。